

議案第86号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の内容

都市整備部（建築営繕課）が所管する施設の保全に係る事務分掌について企画経営部（施設マネジメント課）へ移管する

2 提案理由

[提案理由]

公共施設マネジメントの推進にあたって、「宝塚市公共施設等総合管理計画（平成28年7月策定）」に掲げる7つの方針や「宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針（令和元年7月策定）」に基づき事業を進めており、これまで施設マネジメント課は、これら計画の策定を進めるとともに、全体的な進捗管理など総合調整の役割を担っている。また、今年度（令和3年度）からは、老朽化が進む建物施設の適正な維持管理や保全に向けて、優先順位を定めて予算分配するなど建物施設の維持・更新（施設保全）に係る取り組みを進めている。公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、各施設の情報を一元化し、総合的かつ戦略的な施設保全の実施につなげていくとともに、施設の統廃合や再編、民間活用などの取組と整合を図りながら進めていく必要があることから、施設の保全計画を公共施設マネジメントと一体的に推進するため、都市整備部（建築営繕課）が所管する施設の保全に係る事務分掌について企画経営部（施設マネジメント課）へ移管し、両部の事務分掌の整理を行うため、宝塚市事務分掌条例を改正する。

3 施行日

この条例は、公布の日から施行する。